

# 防犯灯のあり方について検討会からの提案(概要版)

## 1 検討の背景と目的

### 1.1 防犯灯整備の背景

夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図る防犯灯の整備を促進

→昭和36年8月「防犯灯等整備対策要綱」を閣議決定

- ・民間人の維持管理する防犯灯については、市町村は努めて費用負担すること

### 1.2 地域振興協力費制度の趣旨と見直し

地域振興協力費→昭和37年防犯灯の経費に対して支援することを主目的にスタート

地域振興協力費の趣旨が時代とともに変遷→平成17年に見直し

- ・町内会活動への助成 →地域活動推進費
  - ・防犯灯数に応じた補助制度→防犯灯維持管理費補助金
- 平成18年度から2本の制度

### 1.3 防犯灯の維持管理を自治会町内会としている横浜市の考え方

- ・自治会町内会は、公共的な活動の担い手→防犯灯の維持管理は、防犯対策の一環

### 1.4 横浜市の防犯灯補助制度

維持管理費助成→1灯あたり2,200円を市から町内会へ助成

### 1.5 維持管理費の増加

毎年2,000灯新設され、維持管理費が増加の一途

- ・防犯灯1灯当たりの維持管理費は平均3,879円で補助金額2,200円を超過  
→自治会・町内会の負担増
- ・新設防犯灯の助成金→横浜市の負担増

### 1.6 屋外照明の重複

道路や商店街の街路灯、公園に設置されている照明灯など、他の屋外照明と同じ箇所に複数の照明が設置

### 1.7 LED防犯灯の導入

CO<sub>2</sub>-D<sub>30</sub>における温室効果ガス排出量の削減目標

- ・「省エネ型照明機器導入」をすべての屋外照明事業に適用→防犯灯はLED化

### 1.8 検討の目的

夜間の犯罪や事故を未然に防止し、安全・安心な街づくりのために大きな役割を果たす防犯灯について、今後、高効率・省エネルギーで長寿命な灯具の導入を進めていくにあたり、市民の安全確保のために必要な設置基準及び適切な維持管理のあり方について検討することを目的とする。

## 2 設置基準

### 2.1 現在の防犯灯の問題点

#### 2.1.1 過剰な設置環境

- ・昭和 30 年代は、夜の街は女性や子どもが満足に歩けない状況  
→防犯灯設置に対する強い要望
- ・現在は、道路灯、広告灯、終夜営業の店舗及びその他膨大な量の屋外照明  
→夜間において、漆黒の闇に包まれるという居住地域はほとんどない
- ・他の照明との重複  
道路の街路灯や商店街の街灯と至近距離で設置されている多くの事例

#### 2.1.2 防犯灯の明るさに対する過剰な期待

- ・夜間の防犯灯に明るさの効用は「安心感」  
→一部が明るすぎると、他が暗く感じて「不安感」につながる
- ・防犯灯の明るさと犯罪の発生リスク  
→防犯灯の灯りだけでは犯罪は防げない

#### 2.1.3 光害

過剰な明るさ→植物などの生態系や人の活動への悪影響

### 2.2 防犯灯のあり方

犯罪防止を目的としつつ、周辺環境へも配慮し、バランスよく配置されることが重要

### 2.3 設置基準のまとめ

#### 2.3.1 設置に対する基本的な考え方

「安全なまちを実現するために、防犯灯はできるだけ増やした方がよい。」



「犯罪予防のために必要などころには設置するが、必要以上には設置しない。」

#### 2.3.2 設置等の基準の方向性

- 設置申請者→自治会町内会等地域の代表者が、区役所に申請
- 設置区域→市全域を対象とするが、多数の市民が通行する道路に限定する
- 設置間隔→終夜点灯する街灯との間隔を、原則として 25 メートル以上とする  
夜間において人の行動を視認できる程度の照度を確保（警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱に定める照度基準」）

○照度調査結果(18 区)

- ・LED 防犯灯は、推奨照度クラス B をクリア

#### 2.3.3 整備の指針

現行の防犯灯を設置基準に照らして LED 灯に更新する一方、もったいない状況で設置されている防犯灯は廃止  
→総設置数の削減と合わせ、維持管理費と温室効果ガス排出量の削減を図る

#### 2.3.4 市民への広報・啓発の必要性

○広く効果的な広報

- ・整備指針として、市の基本的な考え方を打ち出す
- ・必要以上の明るさ→もったいない状況であり、「安全」のために役立たない
- ・LED 灯の導入→地球温暖化防止のために貢献することが主目的

### 3 維持管理手法

#### 3.1 現行の制度に対する認識

- 維持管理費用が補助金を大きく上回っている→自治会財務を圧迫
- 自治会加入率の低下→財務悪化に拍車
- 街路灯整備地区との不公平感の増大→厳しい指摘あり
- 老朽化した防犯灯の落下事故の発生→町内会長の責任として対処することの困難性
- 防犯灯は自治会の貴重な共有物→自治の拠りどころ
- 自治会による防犯灯の管理→自治会費徴収の根拠

#### 3.2 維持管理に対する市民意見

H20.7→「防犯灯の維持管理は、横浜市の事務としておこなうべき」

#### 3.3 維持管理手法のまとめ

##### ● 東京電力の料金体系

20w 以下の電気料金区分に 5w 刻み等の料金区分が創設されるよう交渉が必要

##### ● 維持管理に対する方向性

- 市が直接、維持管理することにより、課題を解決できる他、東京電力の料金体系などで交渉力を持つことができることから、当面はLEDに更新したものから、順次、市所有とすることが望ましい。
- 灯具の点検及び清掃については、地域の防犯力低下を防ぐうえでも、自治会町内会が防犯活動の一環として取り組むことが適切である。

##### ● 行政が確立すべきもの

○公設公営とすることによる、歯止めのない設置要望への対策が必要不可欠。

### 4 設置と維持管理に関するまとめ

#### ● 解決すべき課題

##### ○設置申請の適否の調査

新たな設置申請が、自治会町内会から提出された際に、その設置場所が設置基準に照らして適切か、又は防犯上必要な場所であるか、の調査及び判断するための体制づくりが必要である。

##### ○もったいない状況で設置されている防犯灯の撤去方法

市内に多数存在している「もったいない状況で設置されている防犯灯」の撤去について、誰が判断するのか、また、その撤去費用は誰が負担するのか、等の仕組みづくりが必要である。

##### ○他の屋外照明との重複設置の解消

道路の街路灯などの新設については、防犯灯の有無に関係なく設置されており、現在も「もったいない状況で設置されている防犯灯」は増え続けている。

このような状況を解消するため、すべての屋外照明をバランスよく配置されるための一元管理が必要である。